健 第 ３ ８ ４ 号
令和７年５月１３日

指定医療機関（病院･診療所）の長　様

島根県健康福祉部健康推進課長
（ 公 印 省 略 ）

特定医療費（指定難病）受給者証の更新について（依頼）

本県の難病対策の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記受給者証につきましては、有効期限が令和７年９月３０日となっており、下記の日程で更新手続きを行うこととしており、受給者の方から、臨床調査個人票の作成依頼が増加することが見込まれます。

なお、臨床調査個人票の添付は行っておりませんので、必要な場合は厚生労働省 HP よりダウンロードしてご利用ください。

お忙しいこととは存じますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

１．更新作業の日程

令和　７年　５月中旬～下旬	保健所から対象受給者あて案内通知を発送
令和　７年　５月下旬	保健所において更新受付開始
令和　７年　７月３１日(木)	保健所における更新受付締切
	※受付締切後でも 9/30 までは更新申請として受理しますが、決定が遅れる場合があります。

２．臨床調査個人票の作成ができる医師

１）難 病 指 定 医	全ての臨床調査個人票が作成できます
２）協力難病指定医	更新用の臨床調査個人票が作成できます

３．更新後新たに交付する受給者証の有効期間

令和７年１０月１日から令和８年９月３０日まで

４．臨床調査個人票の掲載 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36011.html

５．その他

ご不明な点等ございましたら、最寄りの保健所までお問い合わせください。

島根県健康福祉部健康推進課
難病支援第二係　担当：遠藤
ＴＥＬ：０８５２－２２－５２６７